

1. 年収の壁について

年収の壁の話題が盛んです。これらの壁は制度上別々のものなので整理しておく必要があるとともに、ご自分およびご家族に関係があるか、またそれぞれの壁の金額には何を含めるかは一律ではないためチェックしておく必要があります。

◆103万円:本人に所得税が課税、家族の税金が増える可能性がある。

◆106万円:勤務先規模により社会保険加入義務が発生。

◆130万円:健康保険被扶養者から外れる。健保被扶養者で厚生年金加入者の配偶者であれば国民年金第3号被保険者からも外れる。国民健康保険、国民年金への負担が生じる。「130万円」の考え方は健康保険組合により判断が異なり、基準が微妙に異なります。

○それぞれの壁の要件

		収入	賞与	残業代	通勤費
税	103万	実収入	含める	含める	含まず
社保	106万	雇用契約書上の給与	含まず	含まず	含まず
	130万	実収入	含める	含める	含める

※税金の配偶者特別控除に関する150万円、201万円の壁は割愛します

目についた基準を挙げますと雇用契約書をみて向こう1年間(要するに未来に向かって)で考える、給与明細を見て月の給与108,333円(130万円÷12)越えが3か月以上続く、あるいは108,333円越えが今後見込まれる時点、などがあります。

本来収入増となることは嬉しいことですが「壁」による手取り減のインパクトは130万円が一番大きいという声もあります。一時的なものであれば引き続き被扶養者認定するなどの制度もあるものの、変な冷や汗をかきたくはないものです。

2. フリーランス・事業者間取引適正化等法

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されました。法の取引の適正化に係る規定については主に公正取引委員会及び中小企業庁が、就業環境の整備に係る規定については主に厚生労働省がそれぞれ執行を担います。フリーランスに業務委託をする発注事業者には義務と禁止行為が生じたので概要は簡単に以下のとおりです。

◆発注事業者に関わる取引の適正化:(1)取引条件の明示義務(第3条)(2)期日における報酬支払義務(第4条)(3)7つの禁止行為 ①受領拒否、②報酬の減額、③返品、④買ったとき、⑤購入・利用強制、⑥不当な経済上の利益の提供要請、⑦不当な給付内容の変更・やり直し(第5条)

◆発注事業者の就業環境の整備:(1)募集情報の的確表示義務(第12条) 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(第13条)(3)ハラスメント対策に係る体制整備義務(第14条)(4)中途解除等の事前予告・理由開示義務(第15条)

公正取引委員会、中小企業庁長官、厚生労働大臣は、発注事業者等に対し、違反行為について助言、指導、報告徴収・立入検査、勧告、公表、命令をすることができます。(第8条、第9条、第11条、第18条～第20条、第22条)。紙面の都合上、簡単な概要のみの記載です。詳しく知りたい方は、どうぞお気軽にご質問ください。



3. 年末年始休業のご案内 (12/30～1/3)

今年の年末年始休業は 12/30～1/3 とさせていただきます。

● 編集後記 ●

先日、タイで開催されるロイクラトン祭りに行ってきました。この祭りでは、夜空にランタンを放ち、水面には灯籠を流します。その光景は、まさに幻想そのもの。闇に浮かぶ無数の灯りが静かに揺れ、星空と地上が一体となったかのような不思議な感覚に包まれました。この美しい瞬間に触れ、忙しい日常から解放されると同時に、心の中のざわめきがそっと静まった気がします。ふと立ち止まり、自分の心に耳を傾ける大切さを思い出させてくれる体験でした。皆さまにも、日々の中で心穏やかになれるひとときを見つけていただけますように。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 メンバー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山